

重 要

国公立

返 還 の し お り

高等学校等奨学金

このしおりは返還が完了するまで大切に保管してください

愛知県教育委員会 高等学校教育課

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話（052）954-6785

決定番号：

※決定番号（奨学生基本情報の No.）を御記入ください。
お問い合わせの際にお伝えいただくと、照会がスムーズとなります。

も く じ

	ページ
◎ はじめに	1
◎ 奨学金の返還（卒業したときに必要なこと）.	2～6
◎ 返還の督促	7
◎ 返還の猶予（大学等へ進学したときに必要なこと）.	8～10
◎ 返還の免除	11
◎ 住所等の変更（住所等を変更したときに必要なこと）.	12
◎ 記入例	13
1 返還申告書（月賦の場合）	14
2 返還申告書（半年賦の場合）	15
3 返還申告書（年賦の場合）	16
4 預金口座振替申込書	17
5 預金口座振替停止届	18
6 高等学校等奨学金返還猶予申請書	19
7 異動（変更）届	20
◎ 様式集	21
1 返還申告書	
2 預金口座振替停止届	
3 高等学校等奨学金返還猶予申請書	
4 高等学校等奨学金返還債務免除申請書	
5 医師の診断書（愛知県教育委員会高等学校教育課所定）	
6 異動（変更）届	
7 保証人変更届	

付録

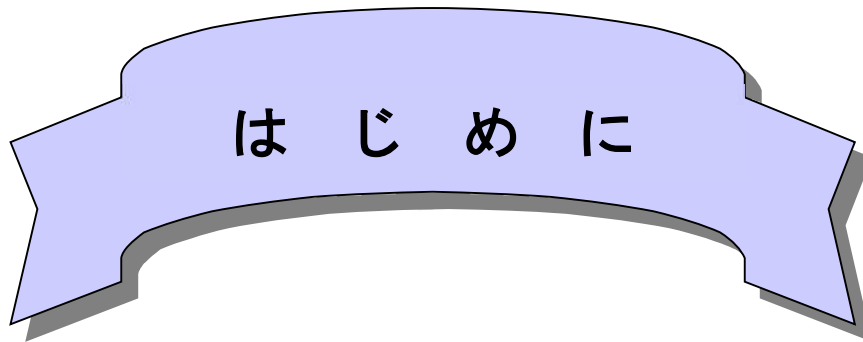
- 1 返還の記録
- 2 奨学金の納入通知書

※ 愛知県Webページ内の「愛知県高等学校等奨学金の御案内」のページに、返還や各種異動手続きについて記載してあるほか、各様式のダウンロードもできますので御利用ください。

Webページアドレス

「<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000006059.html>」





1 このしおりについて

このしおりは、あなたが在学中に貸与されていた愛知県高等学校等奨学金（以下「奨学金」といいます。）の返還等についてその手続きをまとめたものです。重要なものですので、奨学生本人のほか、家族の方や連帯保証人の方も御覧ください。

奨学金は、**貸付金**ですので、**必ず愛知県に返還してください。**

あなたからの返還金は、後輩の人たちの奨学金の資金となりますので、約束どおりの方法で確実に返還してください。

約束どおりの方法で**返還されなかった場合は、連帯保証人の方にも連絡し、返還していただくことになります。**

2 長期にわたる保管が必要です。

この「返還のしおり」は、返還が完了するまで（6年間から10年間です）大切に保管してください。

3 御連絡・お問合せ

愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ
〒 460-8534
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 (052) 954-6785

※貸与を受けた高等学校等に在学中は、まずはお通いの学校等にお問い合わせください。

また、Webページ内「奨学金についてよくある御質問」をご活用ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/shogaku-faq.html>)



奨学金の返還

—卒業したときに必要なこと—

奨学金は「貸付金」です。高等学校等を卒業又は退学・転学して半年経過後から、返還が始まります。

● 卒業又は退学・転学した場合の必要書類

区 分	必 要 書 類
卒 業	・ <u>返還申告書</u>・・・・・・・・様式第5（記入例P14～16） ・ <u>預金口座振替申込書</u>・・様式2（記入例P17）
退学・転学	・ <u>返還申告書</u>・・・・・・・・様式第5（記入例P14～16） ・ <u>異動（変更）届</u>・・・・第4号様式（記入例P20） ・ 奨学金貸与辞退届・・・・第5号様式（退学・転学した年度に貸付を受けていない場合は不要） ・ <u>預金口座振替申込書</u>・・様式2（記入例P17）

◎ 返還申告書、異動（変更）届等に記載する「決定番号」は、県が送付した貸与決定通知書に記載された5桁の数字となります。（例）「12345」



大学等進学予定者も、卒業時等までに「返還申告書」・「預金口座振替申込書」の提出が必要です。

● 必要書類の提出方法

必要書類は、在学中に学校を通じて、高等学校教育課奨学グループまで提出してください。卒業後は、高等学校教育課奨学グループへ直接提出してください。



転退学の場合であっても、必要書類の提出は、在学していた（貸与を受けた）学校を通じての提出となります。

● 返 還 期 間

貸与月額ごとに返還期間が異なります。（一括返還や繰上げ返還も可能です。）

貸与月額	返還期間
11,000 円	6 年
18,000 円 ・ 23,000 円	10 年

● 返 還 方 法

月賦（毎月月末）、**半年賦**（毎年1月末日、7月末日の2回）、**年賦**（毎年1月末日又は7月末日）のいずれかによる均等払になります。



すべて原則として、口座振替で返還となります。

年賦・半年賦では、1回の返還額が高額になります。返還方法を迷った場合は、月賦を選択してください。

なお、月賦払いを選択した場合において、返還猶予の申請が遅れたときは、猶予決定よりも前に返還が開始される場合があります。



一括返還、繰上げ返還及び返還方法の変更を希望する場合には、高等学校教育課奨学グループまで御連絡ください。



卒業または転退学をした場合において一括返還を希望されるとき返還期日は、卒業または転退学をした月から3か月以内のいずれかの末日としてください。

（例）3月 1日に卒業した場合 → 4月末・5月末・6月末のいずれか

9月30日に転退学した場合 → 10月末・11月末・12月末のいずれか

● 最初の返還日

月賦：卒業、退学等の日（学校に在籍した最終日）の翌月から6か月経過した月の末日

（例）3月 1日に卒業した場合 → 10月末日

9月30日に退学した場合 → 翌年4月末日

半年賦、年賦：卒業、退学等の日（学校に在籍した最終日）の翌月から6か月経過後、先に到来する方（1月又は7月のいずれか）の末日

（例）3月 1日に卒業した場合 → 翌年1月末日

9月30日に退学した場合 → 翌年7月末日

● 返 還 金 額

月賦の場合

貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還期間	返還回数	1回当たり返還額
11,000 円	1 年	132,000 円	6 年	72 回	1,834 円 (最終返還回 1,786 円)
	2 年	264,000 円			3,667 円 (最終返還回 3,643 円)
	3 年	396,000 円			5,500 円
18,000 円	1 年	216,000 円	10 年	120 回	1,800 円
	2 年	432,000 円			3,600 円
	3 年	648,000 円			5,400 円
23,000 円	1 年	276,000 円			2,300 円
	2 年	552,000 円			4,600 円
	3 年	828,000 円			6,900 円

※ 1回当たりの返還額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額とし、最終返還回に調整します。

半年賦の場合

貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還期間	返還回数	1回当たり返還額
11,000 円	1 年	132,000 円	6 年	12 回	11,000 円
	2 年	264,000 円			22,000 円
	3 年	396,000 円			33,000 円
18,000 円	1 年	216,000 円	10 年	20 回	10,800 円
	2 年	432,000 円			21,600 円
	3 年	648,000 円			32,400 円
23,000 円	1 年	276,000 円			13,800 円
	2 年	552,000 円			27,600 円
	3 年	828,000 円			41,400 円

年賦の場合

貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還期間	返還回数	1回当たり返還額
11,000 円	1 年	132,000 円	6 年	6 回	22,000 円
	2 年	264,000 円			44,000 円
	3 年	396,000 円			66,000 円
18,000 円	1 年	216,000 円	10 年	10 回	21,600 円
	2 年	432,000 円			43,200 円
	3 年	648,000 円			64,800 円
23,000 円	1 年	276,000 円			27,600 円
	2 年	552,000 円			55,200 円
	3 年	828,000 円			82,800 円

● 返還金の支払方法について

○ 口座振替による返還（月賦・半年賦・年賦）

口座振替とは、金融機関があなたに代わって、指定の預金口座から振替期日に自動的に振り替えて納付する方法です。

口座振替の振替期日及び納期限は下表のとおりです。

返還方式	振替期日及び納期限	
月賦	毎月末日	
半年賦	1 月末日	7 月末日
年賦	1 月末日又は 7 月末日	



指定できる預金口座は、高等学校等奨学金の貸与を受けた本人（奨学生）又は連帯保証人名義の預金口座のどちらか一方の口座です。

○ 「預金口座振替申込書」の記入

「預金口座振替申込書」（3 枚複写）に必要事項を記入の上、振替先の金融機関において届出印等の確認を受けた後、1 枚目及び 3 枚目が返却されます。金融機関から返却された書類（2 枚）のうち、様式の右上に「（愛知県提出用）」と記載された「預金口座振替申込書」（茶色）を、高等学校教育課奨学グループまで提出してください。

※ 金融機関には、預金口座振替申込書（3 枚複写）、預金通帳と届出印鑑を持参ください。

口座振替が利用できる金融機関

種 別	金融機関名
銀 行	三菱UFJ 銀行、大垣共立銀行、十六銀行、百五銀行、あいち銀行、名古屋銀行、三十三銀行
信用金庫	岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、東濃信用金庫、愛知信用金庫、豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、半田信用金庫、知多信用金庫、豊川信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫、尾西信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫、桑名三重信用金庫
農 協	なごや農業協同組合、天白信用農業協同組合、緑信用農業協同組合、尾張中央農業協同組合、西春日井農業協同組合、あいち尾東農業協同組合、愛知北農業協同組合、愛知西農業協同組合、あいち海部農業協同組合、あいち知多農業協同組合、あいち中央農業協同組合、西三河農業協同組合、あいち三河農業協同組合、あいち豊田農業協同組合、愛知東農業協同組合、蒲都市農業協同組合、ひまわり農業協同組合、愛知みなみ農業協同組合、豊橋農業協同組合、愛知県信用農業協同組合連合会



上記以外の金融機関やゆうちょ銀行では、口座振替は利用できません。



口座残高不足等の場合

残高不足等により口座振替ができなかった場合は、後日、「納付書」（付録として、このしおりの末に様式を添付しています）を送付します。最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）の窓口に、「納付書」をお持ちいただき、返還金を納付してください。

※納付書が使用できる金融機関は納付書の裏面に記載されています。

○ 口座振替の停止

やむを得ない事由により口座振替を停止する必要がある場合は、「預金口座振替停止届」に必要事項を記入の上、高等学校教育課奨学グループに提出してください。

○ 口座振替の預金口座や口座名義人の変更

口座振替の預金口座を変更する場合や改姓などにより口座名義人の氏名が変更になる場合は、変更前の口座を記入した「預金口座振替停止届」と、変更後の口座で、新規申込の手続きと同様の手続きをしていただき、金融機関から返却された書類のうち、様式の右上に「(愛知県提出用)」と記載された「預金口座振替申込書」（茶色）を、高等学校教育課奨学グループまで提出してください。

※「預金口座振替申込書」は、高等学校教育課奨学グループに請求してください。

返 還 の 督 促

返還がなければ、自宅訪問や連帯保証人への請求・督促を行います。
また、滞納が長期になる場合は、債権回収業者が電話・訪問督促を行います。
さらに、著しく滞納した場合は裁判所への法的措置を申し立てます。

◎ あなたが返還しなければ、連帯保証人へ請求します。



滞納者には、県職員が自宅や勤務先へ返還の督促を行います。

また、滞納が長期になる場合には、県から委託を受けた債権回収業者が、自宅や勤務先への電話督促や訪問督促に伺います。



著しく滞納した場合は、裁判所に訴えを提起する場合があります。

あなたからの返還金が、
「後輩たちの奨学金」となります。

返 還 の 猶 予

—大学等へ進学したときに必要なこと—

下記の理由により、返還の猶予を希望するときは、速やかに愛知県教育委員会高等学校教育課奨学グループまで必要書類を提出してください。

● 猶予を受けることができる場合（※申請が必要です）

- 1 大学、専門学校等の教育機関に在学する場合（在学猶予）
- 2 （対象者限定）奨学生本人の年収が基準額以下である場合（所得連動返還猶予）
- 3 災害、病気、けが等により返還が困難な場合



注意事項

- ◎ 返還の猶予を希望する方も、高等学校等を卒業時等までに「返還申告書」：様式第5（記入例P14～16）を提出してください。
- ◎ それぞれの提出書類は提出期限を厳守して提出してください。猶予を受けることができる理由があっても期限までに書類が提出されないときは、返還申告書のとおりに奨学金の返還をしていただくことになります。
- ◎ 猶予期間は最長1年間です。自動更新されません。猶予を受ける理由が継続する間は、毎年度申請をしてください。
- ◎ すでに滞納となっているものについては、猶予されません。
- ◎ 高等学校等奨学金返還猶予申請書は毎年度使用しますので、提出の都度このしおりに添付されている様式をコピーして使用してください。また、様式は愛知県のWebページからダウンロードして使用することもできます。

Webページアドレス

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000006303.html>



● 提出先・提出方法

P1の「御連絡・お問合せ」記載の愛知県教育委員会高等学校教育課奨学グループ宛てに郵送してください。

※ 在学する高等学校等（特に学校から指示がある場合を除く）や市町村教育委員会は提出先ではありません。

1 大学、専門学校等の教育機関*に在学する場合（在学猶予）

● 提出書類

- ① 高等学校等奨学金返還猶予申請書：様式第6
- ② 在学証明書（4月に発行されたもの 原本）：各学校の様式

● 提出期限

毎年4月末日（必着）

※ 返還開始後に申請をする場合、月賦返還者は4月10日までに申請が必要となります。4月10日に間に合わなかった場合、4月分の猶予ができない場合があります。

※ 猶予決定通知を6月下旬に送付する予定です。6月までに猶予決定通知が御自宅に届かない場合、猶予はされていませんので、返還が始まります。

● 猶予期間

申請した年の4月1日から翌年3月31日までの1年間のみ有効



注意事項

- ◎ 大学等に進学されていても、返還猶予申請書を期日までに提出しないときは返還申告書のとおり奨学金の返還をしていただくことになります。
- ◎ 猶予期間は自動更新されません。1年生時に返還猶予決定を受けた方でも、進級時に返還猶予申請をしない場合は、返還申告書のとおり奨学金の返還をしていただくことになります。2年生、3年生等に進級した方は御注意ください。
- ◎ 3月31日以前に発行された在学証明書、在学証明書の写し、学生証の写し又は合格通知書等では受付することができません。

* 教育機関とは：

1 学校教育法に定める教育施設

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 高校、大学、短大、高専 | 【法 第 1 条】 |
| (2) 専修学校（一般課程、高等課程、専門課程） | 【法 第 124 条】 |
| (3) 各種学校（自動車学校、珠算学校を除く） | 【法 第 134 条】 |
| 河合塾、駿台予備校 等 | |

2 その他の教育施設

修学期間、年間授業時間数、カリキュラム等から上記の教育施設と同等と認められる施設

(例) 職業能力開発法に基づく 職業能力開発大学、高等技術専門校 等

※ 不明な場合は、事前に高等学校教育課奨学グループまでお問い合わせください。

2 奨学生本人の収入が基準額以下である場合（所得連動返還猶予）

対象者限定



事前に、高等学校教育課奨学グループから所得連動返還猶予の対象者として確認を受けた方以外は、所得連動返還猶予を利用することができません。「奨学生基本情報」に「所得連動猶予対象者」と書かれている方が対象となります。

● 猶予を受けることができる収入基準額

猶予申請をする前年の奨学生本人*の給与収入額が 200 万円以下

（自営業者の場合は営業所得が 120 万円以下）

* 本人が婚姻している場合は夫婦の収入を合算して判定します。

● 提出書類

- ① 高等学校等奨学金返還猶予申請書：様式第6
- ② 各市区町村が発行する申請年度の**奨学生本人***の課税証明書、非課税証明書又は所得証明書（いずれも原本で、収入額が表示されているものに限る。ただし、マイナンバーが記載されたものは使用できません。）

* 本人が婚姻している場合は、夫婦両方の課税証明書を提出してください

● 提出期限

毎年8月末日（必着）

※ 猶予決定通知を10月中旬に送付する予定です。10月までに猶予決定通知が御自宅に届かない場合、猶予はされていないので、返還が始まります。

● 猶予期間

申請した年の10月1日から翌年9月30日までの**1年間のみ有効**



注意事項

- ◎ 源泉徴収票、確定申告書、住民税決定通知書等では受付することができません。
- ◎ 猶予期間は自動更新されません。継続して猶予を希望する場合は、毎年8月末日までに、返還猶予申請書を奨学生本人の課税証明書等とともに提出してください。
- ◎ 奨学生本人の年収が一旦基準額を上回っても、再び基準額を下回った場合は猶予を受けられます。
- ◎ 1の在学猶予を申請する方は、在学猶予期間が終了した後（大学等を卒業した年、又は在学猶予を申請しなかった年）に所得連動返還猶予を申請してください。

3 災害、病気、けが等により返還が困難な場合

● 提出書類

- ① 高等学校等奨学金返還猶予申請書：様式第6
- ② 返還の猶予を受けようとする理由及び期間を証する書類（り災証明書・診断書等）

● 提出期限

随時

● 猶予期間

災害、病気、けが等の返還を困難にしている理由が継続している間（最長1年間）



注意事項

- ◎ 病気・けが等の理由の場合は、6か月以上就労が困難である旨が記載された医師の診断書が必要です。高等学校教育課奨学グループへ御相談ください。
- ◎ 猶予期間経過後も引き続き返還が困難な理由が継続する場合は、毎年返還猶予申請書と診断書等を提出してください。

返 還 の 免 除

下記の理由で、約束どおりの返還ができなくなったときは、連帯保証人（又は遺族）の申し出により返還を免除しますので、速やかに愛知県教育委員会高等学校教育課奨学グループまで必要書類を提出してください。

● 提出していただく必要書類

免除の理由	必要書類
奨学生本人が死亡	① 異動（変更）届・・・第4号様式 ② 高等学校等奨学金返還債務免除申請書・・・様式第7 ③ 免除を受けようとする理由を証する書類（医師の死亡診断書、死亡を証する戸籍抄本等）
奨学生本人が精神・身体に著しい障害を受け将来にわたって就労が不可能になった	① 高等学校等奨学金返還債務免除申請書・・・様式第7 ② 免除を受けようとする理由を証する書類（医師の診断書等）

◎ 異動（変更）届、返還債務免除申請書に記載する「決定番号」は、県が送付した貸与決定通知書に記載された5桁の数字となります。（例）「1 2 3 4 5」

● 提出先

P 1 の「御連絡・お問合せ」記載の愛知県教育委員会高等学校教育課奨学グループ宛てに郵送してください。

なお、返還免除の事由が発生したときは、事前に高等学校教育課奨学グループまで電話により連絡してください。【電話 （052）954－6785】



注意事項

◎既に滞納になっているものについては、免除されません。

住所等の変更

—住所等を変更したときに必要なこと—

下記の内容に変更があったときは、速やかに「異動（変更）届」を愛知県教育委員会高等学校教育課奨学グループまで提出してください。

● 申し出が必要なとき

奨学生	住所の変更（親権者の住所を変更した場合を含む）
	氏名の変更（親権者の氏名を変更した場合を含む）
	在学する学校を休学・退学・転学したとき
	電話番号の変更
	死亡したとき（返還の免除手続が必要 P 1 1 参照）
連帯保証人	破産開始決定があったとき
	住所の変更
	氏名の変更
	電話番号の変更
	死亡したとき
	破産開始決定があった等連帯保証人として適当でない理由が生じたとき

◎ 異動（変更）届に記載する「決定番号」は、県が送付した貸与決定通知書に記載された 5 桁の数字となります。（例）「1 2 3 4 5」

● 提出書類及び提出先

異動（変更）届（第 4 号様式）をコピーしたものに、変更事項の内容を記入して、P 1 の「御連絡・お問合せ」の愛知県教育委員会高等学校教育課奨学グループ宛てに郵送してください。

※ 「異動（変更）届」は、変更の都度提出していただきますので、このしおりに添付されている様式をコピーして使用してください。

また、様式は愛知県の Web ページからダウンロードして使用することもできます。

（Web ページアドレス「<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000006059.html>」）



※ 住所・氏名・電話番号の変更により、異動（変更）届を提出する場合は、**勤務先名及び勤務先の電話番号**も併せて記入してください。（就職している方のみ）

※ **連帯保証人を変更する場合には、「保証人変更届」を提出してください。**

※ 口座振替を利用している方で、預金口座における口座名義人の氏名が変更になる場合は、P 6 を参考にして「預金口座振替停止届」と「預金口座振替申込書」（茶色）を提出してください。

記入例

- 1 返還申告書（月賦の場合）
- 2 返還申告書（半年賦の場合）
- 3 返還申告書（年賦の場合）
- 4 預金口座振替申込書
- 5 預金口座振替停止届
- 6 高等学校等奨学金返還猶予申請書
- 7 異動（変更）届

記入例1 月賦の場合

返 還 申 告 書

愛 知 県 知 事 殿

令和8年 3月 1日

本 人（自署）決定番号 〇〇〇〇〇

住 所 〒 460-****

名古屋市港区三の丸〇-〇〇〇

三の丸荘 西棟 △△△号

氏 名 奨学 太郎

携帯電話 (090) 〇〇〇〇 - △△△△

自宅電話 (052) 954 - 〇〇〇〇

連帯保証人（自署）住 所 〒 460-****

名古屋市港区三の丸〇-〇〇〇

三の丸荘 西棟 △△△号

氏 名 奨学 一郎

携帯電話 (090) ×××× - △△△△

自宅電話 (052) 954 - 〇〇〇〇

修正液、修正テープ、消える
ボールペンが使用されている
場合は再作成

愛知県高等学校等奨学金貸与条例及び同条例施行規則に基づき、貸与を受けた奨学金を下記の計画のとおり滞りなく返還します。

返還方法の変更の場合における変更後の方法による返還は、本申告書到達後処理可能な最初の返還期日から開始してください。

万一、奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず、返還未済の全額に対する一括返還の請求を受けても異議を申しません。

記

貸与を受けた奨学金の総額		648,000 円		貸与月額		18,000 円	
返還計画表	返還方法		返還期間		返還回数	1回当たり返還額	返還期日
	☒ 月賦 (口座振替による)	令和 8年10月 1日から 令和 18年 9月 30日まで (10 年間)	120 回	5,400 円	毎月末日		
	☐ 半年賦	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年間)	回	円	1月末日 7月末日		
	☐ 年 賦	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年間)	回	円	毎年 月末日		
	☐ 一括返還		1 回		年 月末日		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 返還方法の欄は、希望する方法の口にレ印を付けること。

○ 提出年月日

令和8年3月の日付であれば、「1日」以外の日付も可

○ 決定番号

県から送付された貸与決定通知書に記載された5桁の数字(奨学生基本情報の左上の「No_____」)を転記してください。

○ 貸与を受けた奨学金の総額・貸与月額を訂正する場合は、再作成してください。
「奨学生基本情報」－「貸与情報」の貸与総額・貸与月額を記入してください。

○ 貸与を受けた奨学金の総額、貸与月額、返還期間、返還回数、1回当たり返還額
年度により貸与月額が異なっている場合は、それぞれの貸与月額ごとに上下2段書きで記入してください。

例 月額11,000円...1年間 月額18,000円...2年間の場合

貸与を受けた奨学金の総額		132,000 432,000	円	貸 与 月 額		11,000 18,000		円	
返還方法		返 還 期 間				返還回数	1回当たり返還額		
☑ 月 賦 (口座振替による)	令和 8 年 1 0 月 1 日から					72 120	回	1.834 (1.786) 3.600	円
	令和 14 年 9 月 30 日まで								
	(6 10 年間)								

○ 返還回数（月賦）

貸与月額：11,000円の場合 → 72回

貸与月額：18,000円、23,000円の場合 → 120回

最終返還時の調整額は()
をつけて記入してください。

○ 1回当たり返還額

「貸与を受けた奨学金の総額」÷「返還回数」
(1円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げた額とし、最終の返還時に調整します。)

○ 返還期間

学校に在籍した最後の日（卒業・退学等があった日）から6か月経過後の翌月1日が返還開始日となります。

(例)・3月1日に卒業した場合 → 返還開始日：10月1日

(2月末日等に卒業式があり、3月まで在籍している場合も同様)

・9月30日に退学した場合 → 返還開始日：4月1日

記入例2 半年賦の場合

返 還 申 告 書

愛 知 県 知 事 殿

令和8年 3月 1日

本 人（自署）決定番号 〇〇〇〇〇

所 〇 460-****

名古屋市中央区三の丸〇-〇〇〇

三の丸荘 西棟 △△△号

名 奨 学 太 郎

携帯電話（090）〇〇〇〇 - △△△△

自宅電話（052）954 - 〇〇〇〇

連帯保証人（自署）住 所 〇 460-****

名古屋市中央区三の丸〇-〇〇〇

三の丸荘 西棟 △△△号

氏 名 奨 学 一 郎

携帯電話（090）×××× - △△△△

自宅電話（052）954 - 〇〇〇〇

愛知県高等学校等奨学金貸与条例及び同条例施行規則に基づき、貸与を受けた奨学金を下記の計画のとおり滞りなく返還します。

返還方法の変更の場合における変更後の方法による返還は、本申告書到達後処理可能な最初の返還期日から開始してください。

万一、奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず、返還未済の全額に対する一括返還の請求を受けても異議を申しません。

貸与を受けた奨学金の総額		648,000 円		貸与月額		18,000 円	
返還計画	返還方法	返還期間	返還回数	1回当たり返還額	返還期日		
	☐ 月賦 （口座振替による）	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで （年間）	回	円	毎月末日		
	☒ 半年賦	令和8年10月1日から 令和18年9月30日まで 10年間	20回	32,400 円	毎年 1月末日 7月末日		
	☐ 年賦	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで （年間）	回	円	毎年 月末日		
	☐ 一括返還		1回		年 月末日		

○ 提出年月日

令和8年3月の日付であれば、「1日」以外の日付も可

○ 決定番号

県から送付された貸与決定通知書に記載された5桁の数字(奨学生基本情報の左上の「No.」)を転記してください。

○ 貸与を受けた奨学金の総額・貸与月額を訂正する場合は、再作成してください。
 「奨学生基本情報」－「貸与情報」の貸与総額・貸与月額を記入してください。

○ 貸与を受けた奨学金の総額、貸与月額、返還期間、返還回数、1回当たり返還額
 年度により貸与月額が異なっている場合は、それぞれの貸与月額ごとに上下2段書きで記入してください。

例 月額11,000円...1年間 月額18,000円...2年間の場合

貸与を受けた奨学金の総額	132,000 432,000 円	貸与月額	11,000 18,000 円
返還方法	返 還 期 間		返還回数 1回当たり返還額
☒ 半年賦	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 14 年 9 月 30 日まで (6 10 年間)		12 回 11,000 21,600 円

○ 返還回数（半年賦）

貸与月額：11,000円の場合 → 12回

貸与月額：18,000円、23,000円の場合 → 20回

最終返還時の調整額は()
をつけて記入してください。

○ 1回当たり返還額

「貸与を受けた奨学金の総額」÷「返還回数」
 （1円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げた額とし、最終の返還時に調整します。）

○ 返還期間

学校に在籍した最後の日（卒業・退学等があった日）から6か月経過後の翌月1日が返還開始日となります。

（例）・3月1日に卒業した場合 → 返還開始日：10月1日

（2月末日等に卒業式があり、3月まで在籍している場合も同様）

・9月30日に退学した場合 → 返還開始日：4月1日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 返還方法の欄は、希望する方法の□にレ印を付けること。

記入例3 年賦の場合

返 還 申 告 書

令和8年 3月 1日

愛 知 県 知 事 殿

本 人（自署） 決定番号 〇〇〇〇〇

住 所 〒 460-****

名古屋市中央区三の丸〇-〇〇〇

三の丸荘 西棟 △△△号

氏 名 奨 学 太 郎

携帯電話 (090) 〇〇〇〇 - △△△△

自宅電話 (052) 954 - 〇〇〇〇

連帯保証人（自署） 住 所 〒 460-****

名古屋市中央区三の丸〇-〇〇〇

三の丸荘 西棟 △△△号

氏 名 奨 学 一 郎

携帯電話 (090) ×××× - △△△△

自宅電話 (052) 954 - 〇〇〇〇

修正液、修正テープ、消える
ボールペンが使用されている
場合は再作成

愛知県高等学校等奨学金貸与条例及び同条例施行規則に基づき、貸与を受けた奨学金を下記の計画のとおり滞りなく返還します。

返還方法の変更の場合における変更後の方法による返還は、本申告書到達後処理可能な最初の返還期日から開始してください。

万一、奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず、返還未済の全額に対する一括返還の請求を受けても異議を申しません。

貸与を受けた奨学金の総額		648,000 円		貸与月額		18,000 円	
返還計画	返還方法	返還期間	返還回数	1回当たり返還額	返還期日		
	☐ 月賦 (口座振替による) ☐ 半年賦 ☒ 年賦	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年間)	回	円	毎月末日		
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年間)	回	円	1月末日 7月末日		
		令和8年10月1日から 令和18年9月30日まで (10年間)	10回	64,800 円	1月末日		
☐ 一括返還				1回	年 月 末日		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 返還方法の欄は、希望する方法の口にレ印を付けること。

○ 提出年月日

令和8年3月の日付であれば、「1日」以外の日付も可

○ 決定番号

県から送付された貸与決定通知書に記載された5桁の数字(奨学生基本情報の左上の「No.」)を転記してください。

○ 貸与を受けた奨学金の総額・貸与月額を訂正する場合は、再作成してください。
「奨学生基本情報」－「貸与情報」の貸与総額・貸与月額を記入してください。

○ 貸与を受けた奨学金の総額、貸与月額、返還期間、返還回数、1回当たり返還額年度により貸与月額が異なっている場合は、それぞれの貸与月額ごとに上下2段書きにしてください。

例

月額11,000円...1年間 月額18,000円...2年間 の場合

貸与を受けた奨学金の総額		132,000 432,000	円	貸 与 月 額		11,000 18,000		円
返還方法		返 還 期 間				返還回数	1回当たり返還額	
☑ 年 賦	令和 8 年 10 月 1 日から				6 回	22,000 43,200	円	
	令和 14 年 9 月 30 日まで 18 9 30 (6 10 年間)							

○ 返還回数（年賦）

貸与月額：11,000円の場合 → 6回

貸与月額：18,000円、23,000円の場合 → 10回

最終返還時の調整額は()
をつけて記入してください。

○ 1回当たり返還額

「貸与を受けた奨学金の総額」÷「返還回数」

(1円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げた額とし、最終の返還時に調整します。)

○ 返還期間

学校に在籍した最後の日（卒業・退学等があった日）から6か月経過後の翌月1日が返還開始日となります。

(例)・3月1日に卒業した場合 → 返還開始日：10月1日

(2月末日等に卒業式があり、3月まで在籍している場合も同様)

・9月30日に退学した場合 → 返還開始日：4月1日

○ 返還期日

1月又は7月のうち、卒業・退学のあった月の翌月から6か月経過後、先に来る方を記入してください。

「太い線」で囲まれた枠内の事項は、
すべて記入してください。

(愛知県提出用)

預金口座振替申込書

申込年月日

「預金口座」は、**奨学生本人か、連帯保証人のどちらか**の預金口座に限ります。

愛知県御中

修正液、修正テープ、消えるボールペン
が使用されている場合は再作成

令和〇〇年 〇月 〇日



振替先の金融機関において届出印等の確認を受けた後、一枚目（茶色）を高等学校教育課奨学グループへ提出してください。

『 』(濁点)や『 』(半濁点)は、それぞれ1マス分として記入してください。

(金融機関への依頼内容)

預金口座	フリガナ	シヨウガク タロウ	銀行への届出印	〇〇〇〇〇 △△△△△	銀行支店
	預金者名	奨学 太郎	印	銀行コード・店コード	
				預金種目	1.普通 2.当座
				口座番号	5 4 3 2 1
振替日		預金者の名前の字体は、預金通帳に届出された字体で記入してください。(例)：渡邊～渡辺など		右詰めで記入してください。	

「**預金者名**」と「**口座振替依頼人名**」は**同一**としてください。

本人口座…口座振替依頼人は**本人名**
連帯保証人口座…口座振替依頼人は**連帯保証人名**

口座番号確認印

1枚目に記入しますと、2枚目、3枚目にもそのまま複写されますが、「銀行への届出印」や訂正印等は2枚目、3枚目にも押印してください。

私は、愛知県から請求された高等学校等奨学金返還金を上記の預金口座から預金口座振替により支払うこととたく、上記の内容を金融機関に対して依頼しましたので、請求書は上記の金融機関に送付してください。
なお、この愛知県提出用の申込書は、私が下記郵送先に提出します。

口座振替依頼人(預金者)	氏名	シヨウガク タロウ	住所	〒460-**** 名古屋市中区三の丸〇-〇〇〇 三の丸荘 西棟 △△△号
	奨学 太郎	印	電話番号	自宅 052-954-〇〇〇〇 勤務先 052-961-△△△△
	奨学生との関係(本人・連帯保証人)			

※ 上記依頼人が未成年者の場合は、次欄に親権者又は未成年後見人の署名・押印をお願いします。

親権者(父)又は未成年後見人	氏名	奨学 一郎	住所	名古屋市中区三の丸〇-〇〇〇 三の丸荘 西棟 △△△号
親権者(母)	氏名	奨学 花子	住所	

※ 奨学金の貸与を受けた奨学生について記入してください

県から送付された貸与決定通知書に記載された、5桁の数字(奨学生基本情報の左上の「No ____」)を転記してください。

奨学生	生徒の氏名	奨学 太郎	貸与時に在籍した学校名	〇〇高等学校	決定番号	〇〇〇〇〇
	(フリガナ) シヨウガク タロウ					

郵送先 〒460-8534 名古屋市中区三の丸三
愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学

修正液、修正テープ、消えるボールペンが使用されている場合は再作成

預金口座振替停止届

「太い線」で囲まれた枠内の事項は、すべて記入してください。

申込年月日

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

愛 知 県 御 中

私は、愛知県から請求された高等学校等

預金者の名前の字体は、預金通帳に届出された字体で記入してください。

(例)：渡邊～渡辺など

「預金者名」と「口座振替依頼人名」は同一としてください。

本人口座…口座振替依頼人は本人名

連帯保証人口座…口座振替依頼人は連帯保証人名

口座振替 依頼人	氏 名 (フリガナ) ショウガク タロウ	住所	〒 460-**** 名古屋市中区三の丸〇-〇〇〇 三の丸荘 西棟 △△△号
	奨学 太郎 印 奨学生との関係 (本人・連帯保証人)	電話 自 宅 番 号 勤 務 先	052-954-〇〇〇〇 052-961-△△△△

※ 上記依頼人が未成年者の場合は、次欄に親権者又は未成年後見人の署名・押印をお願いします。

親権者(父) 又は未成年 後見人	氏 名	奨学 一郎 印	住所	名古屋市中区三の丸〇-〇〇〇 三の丸荘 西棟 △△△号
親権者(母)	氏 名	奨学 花子		

県から送付された貸与決定通知書に記載された、5桁の数字(奨学生基本情報の左上の「No_____」)を転記してください。

※ 奨学金の貸与を受けた奨学生について記入してください。

奨学生	生徒の氏 名 (フリガナ) ショウガク タロウ	貸与時に在籍した学校名	決定番号
	奨学 太郎	〇〇高等学校	〇〇〇〇〇

今回廃止する預金口座

「預金者名」「フリガナ」は、預金通帳に記載されているものと同じ記載をしてください。

送付先	愛 知 県	奨学金返還金
金融機関名	支店名	種別
〇〇〇〇〇	銀行 信用金庫 (組合)	△△△△ 支店 出張所
名義人(カタカナ)	左詰めとし、姓と名は1字あける。濁点、半濁点は1字とする。	預金者名
シヨウガク タロウ		奨学 太郎
金融機関コード	支店コード	口座番号
		5 4 3 2 1

『・』(濁点)や『°』(半濁点)は、それぞれ1マス分として記入してください。

右詰めで記入してください。

郵 送 先 〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県教育委員会 高等学校教育課
電話 (052) 954-6785

ご注意

1. ご本人の口座番号等を確認して愛知県の上記住所に郵送してください。
2. 返還期日の1ヶ月前頃までにお送りください。

高等学校等奨学金返還猶予申請書

令和8年 4月 〇日

愛知県知事 殿

県から送付された貸与決定通知書に記載
された、5桁の数字(奨学生基本情報の左上
の「No_____」)を転記してください。

決定番号 〇〇〇〇〇

〒456-0000

住 所 名古屋市中区三の丸〇-〇〇〇

三の丸荘 西棟 △△△号

氏 名(自署) 奨学 太郎

携帯電話 (090) 1111 - 〇〇〇〇

自宅電話 (052) 954 - 〇〇〇〇

愛知県高等学校等奨学金貸与条例第9条の規定により、下記のとおり奨学金の返還を猶予して
ください。「奨学生基本情報」-「貸与情報」の
貸与総額を記入してください。

記

すでに一部返還している金額があれば、
その金額を記入してください。貸与を受けた
奨学金の総額

648,000・・・① 円

返 還
(免除を受けた)上記「貸与を受けた奨学金の総額」
①から「返還済額」②を引いた金額
を記入してください。

0・・・② 円

返 還 す

648,000・・・①-② 円

猶予を受けようとする
期 間

令和8年 4月 1日 から 令和9年 3月31日 まで

該当する猶予事由にレ
印を付けてください。☒ 大学・専門学校等に在学（在学猶予）

- ・提出期日 4月末日 ・猶予期間 4月1日から翌年3月31日まで
- ・添付書類 在学証明書（原本、当年4月に発行されたもの。学生証の写しでは受け付けない。）

猶予を受けようとする
理 由

・学校名 _____ 学年 _____ 年(回生)

マイナンバーが記載され
たものは使用できません。☐ 災害・疾病・負傷により返還が困難

- ・提出期日 随時 ・猶予期間 理由が継続する間（1年以内）
- ・添付書類 り災証明書又は診断書

該当する☐にレ印を付ける☐ 所得連動返還猶予

（貸与時に低所得等の世帯に該当し、前年の本人の収入が200万円以下）

- ・提出期日 8月末日 ・猶予期間 10月1日から翌年9月30日まで
- ・添付書類 市区町村が発行する本人の課税証明書等（原本、当年度分）

(提出先) 〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県教育委員会高等学校教育課 奨学グループ

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

毎年度申請が必要ですので、この様式をコピーして使用してください。

第4号様式

異 動 (変 更) 届

卒業又は退学した学校を記入してください。

令和〇〇年 〇月 〇日

愛知県知事殿

貸与を受けた最終学年
を記入してください。

学 校 名 〇〇高等学校

学 年 (年 次) 〇年

決 定 番 号 〇〇〇〇〇

県から送付された貸与決定通知書に記載された、5桁
の数字(奨学生基本情報の左上の「No____」)を転記し
てください。

所 〒~~456~~-0000
名古屋市中区三の丸▲-▲-▲

氏 名 (自 署) 奨学 太郎

携 帯 電 話 (0 9 0) 1 1 1 1 - 〇 〇 〇 〇

自 宅 電 話 (0 5 2) 9 5 4 - 〇 〇 〇 〇

下記のとおり異動(変更)しましたので、愛知県高等学校等奨学金貸与条例施行規則
第11条の規定により届け出ます。

変更後の住所・氏名を
記入してください。

記

1 届出事由及び内容

本人、父(連帯保証人)、母が転居し、住所及び電話番号を変更したため

住所

(旧) 〒460-****

名古屋市中区三の丸〇-〇〇〇
三の丸荘 西棟 ▲▲▲号

(新) 〒460-****

名古屋市中区三の丸
▲-▲-▲

固定電話・携帯電話の両
方ある場合は、両方記入
してください。

電話番号

(旧) 052-954-〇〇〇〇

(新) 052-961-□□□□(自宅)

090-××××-××××(本人)

090-××××-××××(保証人)

勤務先(本人)

会社名: 〇〇株式会社名古屋支店

電話番号: 052-954-××××

勤務先(保証人)

会社名: 株式会社〇〇栄支店

電話番号: 052-961-××××

2 届出事由発生日

令和〇〇年〇月〇日

勤務先名及び勤務先電話番号も記入してください。

(就職している場合)

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4と
2 施行規則第11条第3項に該当する
を証する書類を添付すること。

変更の都度提出する必要がありますので、しおりの
原本をコピーして使用してください。

様式集

(コピーして使用してください。)

- 1 返還申告書
- 2 預金口座振替停止届
- 3 高等学校等奨学金返還猶予申請書
- 4 高等学校等奨学金返還債務免除申請書
- 5 医師の診断書（愛知県教育委員会高等学校教育課所定）
- 6 異動（変更）届
- 7 保証人変更届

様式は愛知県教育委員会のWebページからもダウンロードすることができます。
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000006059.html>)



返 還 申 告 書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

本 人（自署）決定番号 _____

住 所 〒 _____

氏 名 _____

携帯電話（ ） ー

自宅電話（ ） ー

連帯保証人（自署）住 所 〒 _____

氏 名 _____

携帯電話（ ） ー

自宅電話（ ） ー

愛知県高等学校等奨学金貸与条例及び同条例施行規則に基づき、貸与を受けた奨学金を下記の計画のとおり滞りなく返還します。

返還方法の変更の場合における変更後の方法による返還は、本申告書到達後処理可能な最初の返還期日から開始してください。

万一、奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず、返還未済の全額に対する一括返還の請求を受けても異議を申しません。

記

貸与を受けた 奨学金の総額		円		貸与月額		円	
返 還 計 画	返 還 方 法		返 還 期 間		返 還 回 数	1 回 当 た り 返 還 額	返 還 期 日
	分 割 返 還	☐ 月 賦 (口座振替による)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年間)	回	円	毎月末日	
		☐ 半年賦	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年間)	回	円	毎年 1 月末日 7 月末日	
		☐ 年 賦	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年間)	回	円	毎年 月末日	
	☐ 一括返還				1 回		年 月末日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 返還方法の欄は、希望する方法の□にレ印を付けること。

預金口座振替停止届

申込年月日

年 月 日

愛 知 県 御 中

私は、愛知県から請求された高等学校等奨学金返還金を下記指定の口座から預金口座振替の方法により納付しておりましたが、預金口座振替を停止してください。

口座振替 依頼人	氏 名 (フリガナ)		住所	〒	
	印				
	奨学生との関係(本人・連帯保証人)		電話 番号	自 宅 勤務先	
※ 上記依頼人が未成年者の場合は、次欄に親権者又は未成年後見人の署名・押印をお願いします。					
親権者(父) 又は未成年 後見人	氏名	印	住所		
親権者(母)	氏名	印	住所		

※ 奨学金の貸与を受けた奨学生について記入してください。

奨学生	生 徒 の 氏 名		貸与時に在籍した学校名	決定番号
	(フリガナ)			

今回廃止する預金口座 (太線の中だけご記入ください。)

送付先 愛 知 県		納付種別 高等学校等奨学金返還金			
金 融 機 関 名		支 店 名	種別	預 金 者 名	
銀 行 信用金庫 (組 合)		支店 出張所	普通 当座		
名義人(カタカナ)	左詰めとし、姓と名は1字あける。濁点、半濁点は1字とする。				
金融機関コード	支店コード	口座番号			

郵 送 先	〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県教育委員会 高等学校教育課 電話 (052) 954-6785
-------	---

ご注意

- ご本人の口座番号等を確認して愛知県の上記住所に郵送してください。
- 返還期日の1ヶ月前頃までにお送りください。

(本人)⇒(愛知県)

高等学校等奨学金返還猶予申請書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

決定番号 _____
〒住 所 _____

氏 名(自署) _____

携帯電話 () _____

自宅電話 () _____

愛知県高等学校等奨学金貸与条例第 9 条の規定により、下記のとおり奨学金の返還を猶予してください。

記

貸与を受けた 奨学金の総額	円
返 還 済 額 (免除を受けた額を含む。)	円
返 還 す べ き 額	円
猶予を受けようとする 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
猶予を受けようとする 理 由	☐ 大学・専門学校等に在学（在学猶予） ・提出期日 <u>4 月末日</u> ・猶予期間 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで ・添付書類 在学証明書（原本、当年 4 月に発行されたもの。 <u>学生証の写しでは受け付けない。</u> ） ・学校名 _____ 学年 _____ 年(回生) ☐ 災害・疾病・負傷により返還が困難 ・提出期日 随時 ・猶予期間 理由が継続する間（1 年以内） ・添付書類 り災証明書又は診断書 ☐ 所得連動返還猶予 （貸与時に低所得等の世帯に該当し、前年の本人の収入が 200 万円以下） ・提出期日 <u>8 月末日</u> ・猶予期間 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで ・添付書類 市区町村が発行する本人の課税証明書等（原本、当年度分）
該当する ☐ にレ印を付ける	
(提出先) 〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 愛知県教育委員会高等学校教育課 奨学グループ	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

毎年度申請が必要ですので、この様式をコピーして使用してください。

高等学校等奨学金返還債務免除申請書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申 請 者

住 所 〒

氏 名

(本人との続き柄)

携帯電話 () ー

自宅電話 () ー

愛知県高等学校等奨学金貸与条例第 1 0 条の規定により、下記のとおり奨学金の返還を免除して
ください。

記

貸与を受けた者	住 所			
	氏 名		決定番号	
貸与を受けた奨 学金の総額	円			
返 還 済 額 (既に免除を受 けた額を含む。)	円			
返 還 す べ き 額	円			
今回免除を受け ようとする額	円			
免除を受けよう とする理由				

(添付書類) 免除を受けようとする理由を証する書類

様式

診断書（愛知県教育委員会高等学校教育課所定）		
住所		
氏名		年 月 日生 男 女
病名		手術をうけた 年月日 年 月 日
発症 受傷	場所	発症・受傷 年月日 年 月 日
区分	番号	疾病又は障害の状態 〔 該当する番号に○をつけ、その 詳細を記入してください。 〕
A	1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失しており、将来的に回復の見込みがないもの
B	1	上記区分Aの各号に掲げるものの程度には至らないが、一定期間 就労が困難であるもの （就労困難な期間を記入してください。 年 月 以上 就労困難 ）
備考 1 上記区分Aの各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。 2 視力を測定する場合においては、屈折異常のものについてはきょう正視力により、視表は、万国式試視力表による。 3 上記区分Bの期間は、「月」又は「年」の該当する方に○印を付してください。		

発病又は受傷の原因		
現在までの経過		
現在の症状		
機能回復の可能性		
その他の所見		
上記のとおり診断します。 年 月 日 住所 医師 氏名		
教育委員会 使用欄	奨学生番号	学校

異 動 (変 更) 届

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

学 校 名

学年 (年次)

決 定 番 号

住 所 〒

氏 名 (自署)

携 帯 電 話 () —

自 宅 電 話 () —

下記のとおり異動 (変更) しましたので、愛知県高等学校等奨学金貸与条例施行規則
第11条の規定により届け出ます。

記

1 届出事由及び内容

2 届出事由発生年月日

令和 年 月 日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 施行規則第11条第3項に該当するとき (本人死亡のとき) は、戸籍抄本等その他の事実
を証する書類を添付すること。

※変更の都度提出が必要となりますので、この様式をコピーして提出してください。

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

学 校 名

決 定 番 号

住 所 〒

氏 名 (自署)

携 帯 番 号 () —

自 宅 番 号 () —

保 証 人 変 更 届

私こと、下記のとおり保証人を変更したのでお届けします。

記

1 旧保証人 (自署)

住 所 _____

氏 名 _____

2 新保証人 (自署)

私は、旧保証人に代わり奨学生_____と連帯して愛知県高等学校等奨学金の
返還の債務を負担します。

住 所 _____

フリガナ _____

氏 名 _____

自 宅 電 話 () —

携 帯 電 話 () —

昭和・平成____年____月____日生

本人との関係 _____

3 変更年月日 令和____年____月____日

付 録

- 1 返還の記録
- 2 奨学金の納入通知書

返 還 の 記 録

返還される際の記録として御活用ください。

決定番号				
返還総額				
返還方法				
返還期限	月 賦	毎月月末		
	半年賦	1 月 末	7 月 末	
	年 賦	月 末		
返還回数	回			
返還年月	返 還 回	返 還 額	返 還 残 額	備 考
年 月	1 回			
年 月	2 回			
年 月	3 回			
年 月	4 回			
年 月	5 回			
年 月	6 回			
年 月	7 回			
年 月	8 回			
年 月	9 回			
年 月	1 0 回			
年 月	1 1 回			
年 月	1 2 回			
年 月	1 3 回			
年 月	1 4 回			
年 月	1 5 回			
年 月	1 6 回			
年 月	1 7 回			
年 月	1 8 回			
年 月	1 9 回			
年 月	2 0 回			
年 月	2 1 回			
年 月	2 2 回			
年 月	2 3 回			
年 月	2 4 回			

奨学金の納入通知書

(表)

納入通知（納付）書原符

区分	執行機関	年度	決議番号	会計

納入義務者
住 所

氏 名

金額		円
----	--	---

納付目的	
------	--

発行元

領収印	
-----	--

受入金 融 機 関 保 管

愛知県財務

領収済通知書

※ この用紙は、直接電子計算機に読ませますので汚したり、折り曲げたりしないでください。

様式	区分	執行機関	年度	決議番号	会計	科 目

金 額

--	--	--	--

納入義務者
住 所

氏 名

納付目的	
------	--

金額		円
----	--	---

発行元

上記の金額を領収したので通知します。

愛 知 県 殿

送 付 先	三菱UFJ銀行 東海公務部
-------	------------------

領収印	
-----	--

納入通知（納付）書兼領収書

納入義務者

住 所

氏 名

様

下記の金額を愛知県指定金融機関又は愛知県収納代理金融機関へ納付してください。

区分	執行機関	年度	決議番号	会計

金額		円
----	--	---

納付目的	
------	--

納期限	年	月	日
発行元			
発行日	年	月	日

上記の金額を領収しました。

愛知県教育委員会教育長	印	領収印	
-------------	---	-----	--

※ 裏面の注意書きを見てください。